

令和8年3月30日

入札参加資格者 各位

芦屋市総務部総務室契約検査課

契約の保証及び前払金保証の電子化について

契約保証及び公共工事の前払金保証について、下記のとおり電子証書等による取扱いを開始しますので、お知らせします。具体的な手続きについては、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）にご確認ください。

1 電子化の対象案件

令和8年4月以降に入札公告等を行う案件のうち、入札公告等において契約保証金の納付を必要としているもの

2 電子化の対象とする保証証書等

(1) 契約保証

- ・保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証証書
- ・損害保険会社による履行保証保険証書及び公共工事履行保証証券

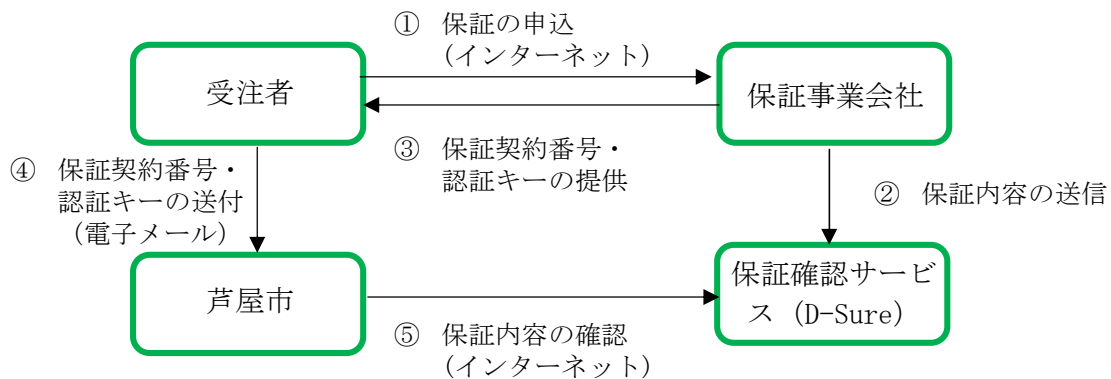
(2) 前払金保証（中間前払金含む）

- ・保証事業会社による前払金保証証書

3 提出方法

(1) 保証確認サービスによる場合（※保証事業会社による保証を想定）

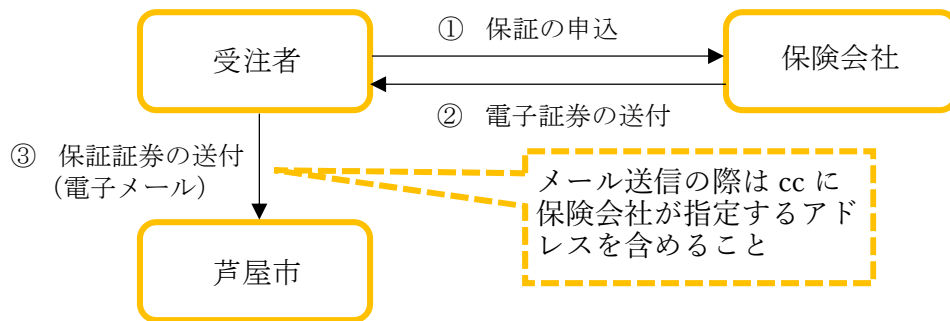
保証事業会社から発行された保証契約番号および認証キーを記載した電子メールを送信してください。



(2) 電子メールによる場合（※損害保険会社による保証を想定）

保険会社より発行された保証証書等（PDF形式）を電子メールにて送信してください。その際、CC欄に保険会社指定のメールアドレスを入力のうえ、保険会社にも送信してください。

※保険会社により提出の方法が異なる場合がありますので、各保険会社に提出方法をご確認のうえ提出してください。



4 提出先

提出先メールアドレスは下記となります。電子メールの送信後は到達確認の電話を行ってください。

【契約検査課】

メールアドレス：keiyaku@city.ashiya.lg.jp

電話番号：0797-38-2012

5 留意事項

電子データによる保証証書等の手続きに関する詳細については、各保証機関（保証事業会社又は損害保険会社）へお問い合わせください。